

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成30年度上半期）について

平成30年10月17日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱し、当委員会の広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見を聴取している。

平成30年度上半期に独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（そのほか、地域ブロックごとの意見は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ プラットフォーマーと呼ばれる企業が情報や取引を独占し、力を強めていることについて関心が世界的に大きくなっていると思うので、細かい部分であっても積極的に不公正な取引が行われていないかを監視していただきたい。【北海道・関東甲信越・中部・近畿・四国・九州・沖縄】
- ・ 長期的に考えると、巨大なプラットフォームに対しては、電力等のインフラのように、事業法等である程度、内部データを公開させるように規制するべきではないか。市場の透明性とも関係しているので、公正取引委員会としてはこの点の提言をすることも重要である。【北海道・関東甲信越・中部】
- ・ 新しく農業を始めたい人がいても農協のガードが固く参入の障壁となっており、簡単には参入できない。農協の活動も注視しつつ、農家が自由にチャレンジできる環境を整えてほしい。【北海道・関東甲信越・中部】
- ・ 消費税率の引上げに伴い、消費税還元セールが実施されることになると、納入業者が取引価格へ転嫁できない、中小規模の小売業者が大規模小売業者に対抗できず経営が圧迫されるなど、様々な問題が生じる可能性があるため、しっかりと監視、取締りを行ってほしい。【北海道・中部・近畿・九州・沖縄】
- ・ ベンチャー企業は、独占禁止法等のルールを知らないうちに取引先から不利益を受けていたり、仕方ないとあきらめている可能性がある一方で、自らの顧客に対して自社のライバル業者との取引を制限するような要請をしてはならないといった、自らが守るべきルールを知らない可能性もあるので、ベンチャー企業に対する独占禁止法等の知識の啓蒙が必要である。【関東甲信越・近畿】

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 消費者の暮らしに直結する案件に是非積極的に取り組んでいただきたい。公立中学校の制服の取引実態調査のように身近な問題を取り上げることは大変重要だと思う。消費者や一般市民の身近なところに独占禁止法や競争政策の問題が潜んでいるということの気付きを与えることで、公正取引委員会の活動が広く認知されたり、消費者や一般市民自らが動き出す効果がある。【東北・関東甲信越・中部・近畿・中国・九州】
- ・ フリーランス問題や地銀の統合問題のように、議論を呼ぶグレーゾーン問題に公正取引委員会が政策的スタンスを示すことは、マスコミの報道を通して多くの人々が競争政策について考えるきっかけになる。【関東甲信越・近畿】
- ・ 現場では法令遵守をしようと思っても何から手を付けていいのかわからないので、現場の人にとってシンプルで分かりやすいケーススタディやフローチャートのようなものがあれば理解が進むのではないか。ここまでやってはいけないというところを分かりやすく説明しなければならないのではないか。【東北・近畿】
- ・ 独占禁止法の出前授業を、小学生も対象としてはどうか。早いうちからの教育は重要であるし、子供は親に話をするため、大人に対する効果も期待できる。【中国・四国・沖縄】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 田舎では数少ない個人事業主が災害協定を結んで地元のインフラを守っているため、地元の業者を入札参加者とする指名競争入札も必要ではないだろうか。【関東甲信越・中国】
- ・ 地方都市全体として、個人経営等の小規模小売店が、大規模小売業者や大手コンビニエンスストア等との競争に負け、著しく減少している。これは、地域活性化の観点から、深刻な問題だと思う。【中国・九州】
- ・ 談合情報が頻繁に寄せられており、当方から発注元に情報提供をしている。発注元では調査をしているようだが、入札結果は談合情報どおりとなることが多い。実際に談合があったのかはわからないが、談合の土壌がいまだにあるのではないかと感じる。【東北・関東甲信越・九州】
- ・ 災害復旧分野で様々な需要が増えていく中で、公正取引委員会が目を見せる必要のある場面が増加していると思う。【九州・沖縄】

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 働き方改革は、大手企業が先行して取り組むため、大手企業と取引関係にある中小企業に無理な発注や業務の肩代わり等のしわ寄せが生じないようにしてほしい。【北海道・関東甲信越・中部】
- ・ 事業者は優越的地位の濫用行為の被害にあっても、公正取引委員会に訴えれば、後で差別的な取扱いを受けるおそれがあると考え、訴えることができない場合もあると思う。公正取引委員会に訴えた事業者がその後不当な扱いを受けていないか、追跡調査を行い、公正取引委員会に訴えても決して不当な扱いを受けないことを世の中に発信していくべきである。【中部・九州】

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 強い個人農家であっても農協と縁を切れない状況にあることから、農協に依存している農家がこういった状況にあるのか、実態調査を行う必要があると思う。
- ・ 規制が働いて自由な新産業の創出がままならない分野もあるので、規制に重点を置くのではなく、新規参入がしやすい状況を作っていくべきなのではないか。
- ・ 新電力からの戻り需要家に差別的な取扱いをしたことに対して警告を行った案件があった。引き続き電力に関しては厳しい目で注視していただきたい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 酪農の現場からは、商系業者が生乳を高く買い取ることに刺激された形で、農協も生乳価格を上げる方向性にあるという話も聞こえてくる。公正取引委員会は良い意味で影響を及ぼしていると思われる。公正取引委員会には、農協の本来の良い意味での役割を損なわない形で、違反行為を積極的に取り締まる姿勢を維持していただきたい。
- ・ 消費者セミナーを通じて、公正取引委員会が消費者のためにも仕事をしていると知ったことは有意義であった。また、公正取引委員会がどのようなことに取り組んでいるのかをもっと一般消費者が知ることができる機会が増えると良いと思った。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北海道の鉄道会社の経営状況が悪化し、路線・運賃の見直しがなされようとしているなど、北海道では公共インフラの問題が変化の局面を迎えていることから、公共インフラの分野の取引に一層目を光らせていただけたらと思う。
- ・ 北海道では、昔から建設業が産業の中で大きな地位を占めていたが、公共事業の削減とともに縮小していつている。それにより「一人親方」的な建設業者が増えており、元請との取引関係が問題となっているので、その辺りにも是非目を光らせていただきたい。
- ・ 意欲ある農家が地元農協から「嫌がらせ」に近いようなことをされ、それについて、公正取引委員会が動いたことは大きな意義があった。公表基準に満たない案件でも公表し、メッセージを発していくことが重要である。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 大手フランチャイズのコンビニエンスストアはフランチャイザーからかなり不自由な経営を指示されているようである。自由な商活動ができない商形態に対しては疑問を持たざるを得ない。

5 その他

- ・ 物流費は、1社が値上げの動きに出ると他社も一気に値上げとなるため、中小企業の立場からは厳しい状況である。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 報道機関に談合情報が寄せられていることからすると、昔ながらの認識でいる自治体もあるように思うので、自治体の職員に対する研修をもっとしっかりとやらなければいけないのではないかと。
- ・ 電力業界では、参入規制が撤廃された当初は新規参入者も見られたが、最近では、撤退する業者も出てきており、以前の状況に戻りつつある。電力事業者が他社の営業を妨害すること等の問題は、公正取引委員会が活躍すべき場面であり、積極的に関わってほしい。
- ・ これまでも、独占禁止法の改正や官製談合防止法が施行されるなどして、独占禁止法違反行為の抑制に一定の成果を上げたと思うが、より抑止力を上げるため、課徴金額を引き上げるなど課徴金制度の見直しを期待する。
- ・ 最近、大きな企業と小さな企業の格差が広がっており、特に地方においては小さな企業が疲弊している。このままでは、古くからあった商店街に店がなくなり、地域性や地域の伝統が活かされた特色のある店がやっていけなくなってしまふ。公正取引委員会には、公平というだけでなく、公正な商売ができるように、つまり、小さな店もそれなりに守られながら、商店街を維持できるぐらいの商売はできるように環境整備を行ってもらいたいと考えている。
- ・ 自治体が行う入札では、入札に参加する際や、契約の際に高額の保証金が必要であり、資金が少ないと入札に参加することもままならないので、中小企業も入札に参加できるような仕組み作りが必要である。また、同じような案件で過去に実績があることが入札参加条件になっており、新規事業者が入札に参加できないこともあるので、入札等の公共調達において新規事業者が参入できるよう、入札制度について実態調査をすることはできないだろうか。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 以前、電力会社を変えようとしたときに、従前契約していた電力会社からひどいいじめを受けたが、最近はそのようなこともなくなったので、これも公正取引委員会の指導のおかげかなと思っている。
- ・ 効果的に広報活動を行うには、地域ごとの単発のイベントだけではなく、一定期間、全国的なイベントをやってはどうか。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 協同組合同士が合併して大規模化する例が目につくが、市場支配力を有するような場合は独占禁止法で規制の対象にするなど何らかの制約が必要なのではないか。
- ・ 農山村では、コストや重労働が割に合わないことから酪農畜産農家が劇的に

減っている。牛乳の販売はドラッグストアや量販店の力が強く、目玉商品として価格設定される。農林水産省が買ったときはやめましょうというガイドラインを作ったとの報道があったが、買ったたきを監視するのは公正取引委員会の役割であると思う。若い酪農家の意欲をくじかないようにしてほしい。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 優越的地位の濫用は、公正取引委員会の優越的地位濫用事件タスクフォースによる指導で対応しているようだが、単なる指導よりもっと進めていかなければならないのではないか。
- ・ 格差が拡大している地方においては、優越的地位の濫用規制が重要であるが、優越的地位の濫用に対して必ず課徴金が課されることの問題が大き過ぎるように思う。優越的地位の濫用に対する課徴金について、これまで出てきている意見を踏まえて、新しい発想で議論し直した方がよいのではないか。

5 その他

- ・ 農業は地域にとって大切な産業であり、公正取引委員会が農協に対して、さも何かやっているだろうという目を向けていることに違和感を覚える。公正取引委員会には、農協が地域にとってなくてはならない農業をやっている人たちを育てているということも理解してほしい。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 下請法違反行為の積極的な調査をしてもらいたい。相談窓口をネット上に設けていただき、例えば親事業者と下請事業者の会話を記録した音声データの提出もメールで可能となるような仕組みを作っていただきたい。
- ・ 日本の場合、働き方改革が進むと、芸能人やプログラマーといった狭い意味でのフリーランサーだけではなく、企業に勤めながら副業をするような、広い意味でのフリーランサーがますます増えてくるであろう。公正取引委員会は、報告書を出して終わりではなく、考え方をもっと多方面に展開していくべきであると思う。
- ・ 中学校の制服の取引実態調査のような全国レベルの調査でも、地方レベルの注目度を高めるような工夫をしてはどうか。例えば、全国レベルでの知見だけでなく、「都道府県別にみると、こうなっていた」ということを公表してくれれば、地方の報道機関にも取り上げられやすい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 社会の中で競争政策があまり理解されていないのではないか。広報では、インターネットやSNSの活用が重要になる。公正取引委員会の活動をインターネットやSNSで広めてくれそうな人を募集するということも考えられる。
- ・ 以前は取引先からの押し付け販売や不当に高いと感じるようなカタログ掲載料の要求などがあったが、最近はそのようなことはなくなった。公正取引委員会の法執行や広報活動等が効いているのではないか。
- ・ 各種データや調査結果を開示することによって、実証研究の可能性を高めてほしい。各種情報を可能な範囲で公開してもらえれば競争政策の効果を検証できるようになり、より効果的な政策につながる。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 旅行業者が、パック旅行の最少催行人員に達しないとして、直前にホテルの予約をキャンセルするということが起こっている。ホテルとしては直前にキャンセルされると、稼働率が下がり、経営に影響が出る。ホテルは、旅行会社との関係では立場が弱いので、困っているようだ。
- ・ 特定の大企業と取引している事業者が多い「企業城下町」のような地域では、皆が「その大企業なしでは地域経済が成り立たない」と考えている。このような地域では問題が表面化しにくいので、どのように公正な取引を実現するかが課題である。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 公正取引委員会は、大企業と下請事業者の取引の実態を踏まえつつ、優越的地位の濫用規制・下請法の規制を行うべきである。大企業が下請事業者を「育てていく」文化がなくなり、下請事業者がいなくなると、下請事業者が持つ貴重なもの作りのノウハウが日本からなくなってしまう。
- ・ 5, 6年前くらいから、スーパーマーケットから人的な協力を求められることがなくなった。スーパーマーケットなどは、自社の担当者が取引先に対して、優越的な地位の濫用行為を行っていないかどうかを調査する書面を、取引先に対して送っており、違反行為の防止に力を入れているようだ。

5 その他

- ・ 「AI」や「データ」が重要なキーワードとなっているが、アルゴリズムによる価格決定を利用したカルテルの可能性が指摘されており、今後対応する必要があるのではないか。
- ・ EUのGDPR（一般データ保護規則）に限らず規制が過剰となれば、中小企業にかなりの負担となり、その規制に対応できないというだけで事業を行えなくなるケースも出てくるのではないか。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 農地法改正による企業の農地保有規制緩和で、企業の参入が長期的に拡大すれば農協の地位は一層低下するであろうし、その過程で農協による独占禁止法違反行為が増える可能性が高いので、公正取引委員会は農協の活動を注視する必要がある。一方で、農協は金融機関としての機能もあり、地域の中心として存在してきたので、農協がなくなったときの地域への影響も危惧される。
- ・ 公正取引委員会には、メリハリをつけて活動してほしい。例えば、今後、2年間は、集中して一つの業界についての取組を強化するなど、ターゲットを絞った取締りや実態調査を行ってほしい。
- ・ 不当廉売については、国民からすると何が悪いのかが理解しづらい。独占禁止法が本当に国民の利益に繋がっていることを分かりやすく周知する必要があると思う。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 広報活動の効果について見える化を図らなければ自己満足に終わってしまう。広報効果を検証し、より効果的な広報活動を行ってほしい。
- ・ インターネット関連企業で、取引先に対して拘束条件を課しているものがないか注意深く監視していく必要があると思う。インターネット関連企業に拘束条件付取引の疑いがあったが自発的措置が採られたので行政処分には至らなかった事件があったが、自発的措置が採られたということは行政処分と効果は同じであり、競争に与える影響も大きい。こういうものをきちんと公表していくことが大切だと思う。
- ・ 小売業者の不当廉売に関し警告が行われた昨年の夏頃、取引先との商談の中でこの件が話題となった。業界に与えるインパクトは大きかったのではないかと思う。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 「市内業者への優先発注」を条例化しようという話があり、地元優先の発想があらゆるところで新規参入を妨げる要因となっている。ベンチャー企業であれスタートアップ企業であれ、地元企業を地元の自治体が支援するということはやめるべきである。
- ・ ブランド戦略で急速に大きくなった酒造メーカーは、代金を前払して酒米を大量に買い占めている。その影響で、農協は中小の蔵元にも発注時に代金を前払するよう求めており、中小の蔵元の経営を圧迫している。農協が流通をコントロールするのは問題であり、流通の不公平性を招いている状況にあるので、伝統産業を育成するためにも実態を調べていただきたい。

- ・ 国が公営空港の着陸料に補助金を出しているような形になっているとの指摘があり、民間空港の経営を圧迫しているのではないかとされている。公正取引委員会で調査できるのであれば、調査をお願いしたい。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 災害が起こると被災店舗から見舞金を要求されることがあるが、過剰な見舞金の要求は独占禁止法上問題となり得るのではないか。
- ・ 下請事業者には厳しい納期が課せられており、残業を余儀なくされていると聞く。納期に見合った下請代金が設定されているか、監視が必要である。
- ・ 昔からの商習慣が当然のように行われており、かつ閉鎖的な商流において、競争が妨げられていることがそもそも悪いとの認識がなく商売をしている場合もあるので、こういった分野を厳しく監視していただいた方がよい。
- ・ 大手量販店や地元のスーパーマーケットとの取引において、最近10年くらいで、不当廉売や優越的地位の濫用行為は、ほとんどなくなったと思う。

5 その他

- ・ データの寡占が進むと問題が生じるという点では異論はないが、収集したデータを顧客に更に良いサービスを提供するために自社で使用する場合であっても、寡占になるのであれば他社にデータをオープンにすべきという扱いには違和感を覚える。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会が排除措置命令等の措置を採った後、2～3年後に、企業がきちんと独占禁止法を守っているかをフォローすることが必要ではないか。フォローの結果、是正されていない企業に対しては、厳しい措置を採るべきである。このように1回目の違反はともかく、2回目の違反に対して厳罰に処するようなインパクトのある規制を行うべきである。
- ・ 今後、仮想通貨やブロックチェーンが普及すると思われるが、競争政策上どのような問題が発生するのか今から十分に分析しておくべきである。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表してから、その反響かもしれないが、芸能事務所との契約に関するアイドルからの相談が複数件あった。最近では、ご当地アイドルが増えてきていることも関係しているかもしれないが、今後は、大阪を含む地方においても、芸能関係の相談が増えていくと考えられる。
- ・ 販売価格を原材料価格の変動に合わせることを認めてくれる販売先が徐々に増えてきている。これは公正取引委員会による下請法等の普及啓発活動のおかげだと感じている。
- ・ 公正取引委員会は、幅広い活動をしていて良いと思う。ただ、調査報告等を公表する場合は、独占禁止法の基本的な考え方を示すなど、新聞に掲載してもらいやすくなるような工夫をしてはどうか。例えば、一般消費者には不当廉売の何がいけないのかよく分からないので、措置を採った際に「不当廉売とは・・・」というようにその意味を記載しておけば、新聞のコラム等で取り上げてもらいやすいのではないか。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 銀行の合併に関して、地域住民の生活を守るために田舎にも支店を開設しなければならないような場合、そのような地域にはそもそも新規参入がない。また、競争業者が撤退する中で、結果として消極的独占になっている。
- ・ 燃料が1円上がると年間で数千万円の利益がなくなってしまう。合併により石油の元売の数が少なくなって、価格交渉が以前より厳しくなった。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 食品流通の分野で規制をもっと強化すべきだと感じることもある。例えば、ディスカウントショップとの取引について、協賛金の要請や返品を受入要請等、納入業者にしてみれば、ある種の踏み絵とも思えるような要求が多い。特に、

長年取引があり、取引金額が大きい取引先から要求される例が多い。

- ・ 親事業者も下請事業者も当たり前だと思って法律違反だと認識していないことが多いのではないかと。悪意のない違反も多いと思われるので、ルールをしっかりと説明する必要があると思う。
- ・ 優越的地位の濫用問題においては、これまでのような大規模小売業者と納入業者、大規模製造業者と下請事業者との関係だけではなく、ビッグデータやプラットフォームといった先端技術分野における優越的地位の濫用の可能性についても目を向ける必要がある。

5 その他

- ・ 学校の制服の実態調査では、制服の価格が高いことが指摘されている。しかし、学校で購入するものは制服に限らず何でも価格が高い。また、商品の購入先も決められている。制服以外にも、競争が働く余地は他にもあるのではないかと。
- ・ 制服等は、消費者の生活と密接に関連するものであり、このような情報を得るためにも、一般の人がおかしいと思うことを情報提供する駆け込み窓口のような場を設けるのが良いのではないかと。一般の人からも情報を集めることで、事後的な規制だけではなく、問題となり得る行為を未然に防ぐことにも役立つと思われる。
- ・ 韓国では全ての入札に係るデータを政府に提出するように制度化している。これは良い制度だと思うので、日本でも同じような制度を取り入れたらどうか。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ ビッグデータを活用すると相当に具体的な営業戦略を立てることが可能であるが、そうしたことができるのは大手事業者に限られており、地方の中小事業者は到底太刀打ちできない。こうした格差がある中で、何らか、独占禁止法が適用できる余地があれば適切な対処をしてほしい。
- ・ 品質のいい商品を安く供給するという公正な取引を維持しつつ、労働時間の短縮や従業員の賃上げなど労働環境の改善も同時に達成するのは、中小の製造業には結構ハードルが高い。縦割り行政ではなく、公正取引委員会も含め各省庁が連携した取組とする必要がある。
- ・ 学校との取引は、閉鎖的で価格が高止まりしている例が制服以外にもたくさんあると思うので、独占禁止法が踏み込める分野はまだあるのではないか。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 価格カルテルは価格の吊り上げになるので問題だとする一方、安く売れば不当廉売で問題となり、一般の方は真逆の指導をしているのではないかと混乱する。このような混乱が生じないように、もう少し分かりやすい広報が求められる。
- ・ 公正取引委員会の個別事案の厳正な執行と積極的な広報活動により、事業者のコンプライアンス意識は確実に高まっていると感じるが、他方で、事業者が、違反になるのを恐れるがあまり競争的に行動することに躊躇しているのではないかと感じる時もある。情報の発信に当たっては、競争を積極的に行おうと考えている事業者に対しては応援するというイメージが伝わるように努める必要がある。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 農協が、後継者もない高齢者に対して農機具を買わせたり、米についても、農家が作りたいと思っている品種を作らせない、肥料等も農協からしか買わせないといった話はまだ聞くので、農協に対してもっとメスを入れてもよいのではないか。
- ・ 漁業権は、昔から持っている者が、子供などに譲り、代々受け継いでいるものなので、新規参入ができないと聞いたことがある。川や海等の漁業問題について調査をしてみるとよい。
- ・ 電力やガスは自由競争だというのが、新規参入しようとする電力会社やガス会社がいなかったため、都会とは異なり、地方では競争がない。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 県内の一部地域においては、排除体質なところがある。有力な事業者が地域内におり、税金を多く納めており、その下請事業者がその地域内に多く存在する。その地域は有力な事業者に支えられているため、下請事業者も無理を言われてもなかなか声を出せないのが実情ではないか。

5 その他

- ・ スポーツ選手や芸能人など人材と競争政策については、これまで、各省庁が手掛けてこなかった分野に新たに公正取引委員会が着手して公正化しようとしているという点が評価できる。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 四国内でも地方銀行の企業結合が発生した場合、特定の市町村において結合後のシェアが8割を超えるようなケースが出てくると思われる。そのような場合には、ユーザー側（借り手）の選択肢がなくなってしまうので、公正取引委員会には、引き続き、競争環境が確保されるような審査を継続していただきたい。
- ・ 電子書籍は、紙の書籍と比較すると、用紙、印刷、輸送など販売に要するコストがほとんどなく、更に値下げできるのではないかと思われることから、電子書籍の競争がより活発になるように市場環境の整備に努めていただきたい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会の公立中学校における制服の取引実態に関する調査結果を受けて、文部科学省が都道府県に対して通知を行ったようである。公正取引委員会はフォローアップ調査を実施するなどして制服の取引実態に変化があったかどうかを公表してもらいたい。
- ・ 独占禁止法や下請法違反を繰り返し行う事業者については、法的措置を採るだけでなく、積極的に対話し、何らかのフォローアップを行って違反を繰り返さないように対応する必要があるのではないか。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 県外の大手スーパーマーケットが、消費を喚起するという名目で食品の値下げを行っているようだが、人口減少による消費縮小により疲弊している地元経済、特に地元資本の小売店に大きな打撃となってしまう。自由競争という名目で県外の大手企業が何を行ってもよいというのはいかがなものか。
- ・ 自治体指定のゴミ袋の仕様が製造業者を特定するようなものとなっており、その製造業者と取引している卸売業者でなければ、入札に参加できないようになってしまっている。より多数の事業者が入札に参加できる仕様であれば、競争が促進されることから、公正取引委員会から発注者に対して、競争政策上好ましい仕様の在り方等について積極的な周知活動を行ってほしい。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法に関して、従来どおり、迅速処理に基づく指導を積極的に行うことは、問題行為の早期解決につながり、被害の拡大を防ぐことができると思う。

5 その他

- ・ 公立中学校の制服の販売価格が高止まりしているのは、学校側が制服メーカー等を指定していることが大きく影響していると考えられる。学校から指定された制服ではなく、より一般的な制服を導入するなどにより、競争性を高めることが消費者にとっては有益だと考える。
- ・ 学生は、大学で講義を受けるよりも、職場訪問し、そこで働いている職員から話を聞きたいという要望を持っているようである。公正取引委員会での庁舎訪問学習の機会をもっと増やしてほしい。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 成人年齢が18歳に引き下げられることもあり、若い頃から企業の行動等について学び、疑問に思う力を身に付けることは重要である。今後も積極的に独占禁止法教室を開催していただきたい。
- ・ 多くの消費者が、まずは検索サイトで検索した上で、どこで何を購入するか検討するようになっている。検索サイトが特定の販売業者を恣意的に検索結果から排除するようなことがあれば、その販売業者の事業が困難になるおそれがある。検索サイトの行為については、大きな問題が生じる前に積極的に規制してほしい。
- ・ 長崎における銀行の統合は、長崎県内において、これまで激しい競争をしていた銀行が手を組むという企業結合であり、地方銀行業界においてもサプライズであった。これは画期的な企業結合事例であり、今後の地方銀行統合のモデルケースの一つになると考える。
- ・ 大手小売業者等は自社で販売する商品の内製化を進め、中小企業の商品開発のノウハウを一方的に奪っている例もある。このような行為は競争上問題と思われるので対応が必要である。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会と発注者とで協調して談合を取り締まっていける仕組みを構築できれば、公正取引委員会の人員の不足を補えるのではないか。現在の発注者から公正取引委員会への談合情報の通報制度が、談合を探知する点で効果があるのか検証すべきである。
- ・ 公正取引委員会の活動をあまり知らない事業者が多いように思う。公正取引委員会がYouTubeに掲載している動画は分かりやすく作られていると思ったが、再生回数が少なく、大変もったいないと感じた。
- ・ 公正取引委員会の活動を広く多くの人に知ってもらうことは社会にとって非常に有意義と考える。若い人にも独占禁止政策協力委員を委嘱すれば、情報の拡散度合いが飛躍的に向上すると考えられる。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地方では従来の取引慣行が根強く残っており、公正な取引といった考えがあまり浸透しておらず、下請法に抵触しかねないケースも珍しくない。このような地方の事業者の認識を改めさせるためにも、下請法等の違反行為に積極的に対応してほしい。
- ・ 経済基盤が磐石ではない地方に首都圏から大手企業が参入した結果、県内企業が県外企業に仕事を奪われ、勝ち組と負け組の二極化に拍車がかかった。適

正な競争を確保するためには、特区制度のように線引きされた枠組みの中で、行政が県内企業に優遇措置を講じるなど県内企業の事業活動を後押しする支援が必要と考える。

- ・ 農協が、組合員に対して、高値で流通している銘柄を生産するよう指導していることで、安値で流通していた銘柄の生産量が減少し、当社の仕入れコストが上昇している。農協の影響力は現在も非常に大きい。
- ・ 農業用機械の中古市場が整備されていないため、農業用機械の中古品を購入しても、メンテナンスの際に様々な費用がかかってしまう。組合員は結局、農協から農業用機械の中古品を購入せざるを得ないようである。
- ・ 大都市圏でメーカーや販売店が競争によりフェアな価格で制服を販売することは望ましいと考えるが、人口が少なく、販売店が統廃合されている地域における販売店は中小零細業者がほとんどであるので、このような地域においては、なかなか難しい問題であると感じている。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 以前は、事業者から、下請法は厳しすぎるといった意見が聞かれたが、最近はそのような意見もほとんど聞かなくなり、下請法が事業者に浸透してきていると感じている。大企業が中小企業を支配することは経済活動にとってマイナスであるため、今後も、積極的に書面調査を実施するなどして、下請取引の監視をお願いしたい。
- ・ 宅配業者は宅配運賃の値上げに取り組み、業績の改善を図っているが、下請の運送業者等は、宅配業者から厳しい取引条件を課されていると聞いている。宅配業界の実態調査を行い、また、宅配業界の下請法違反行為に目を光らせていく必要がある。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 中国当局によるM&Aの審査は、審査期間が長引くなど不透明さがある。審査の中身について国際的に異議申立てをする制度を創設する必要があると思われる。公正取引委員会には、引き続き、国際協力の推進に取り組んでもらいたい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 携帯電話会社が4年間の分割払を条件にスマートフォンの代金を半分にする4年縛りの販売手法を見直す方針のようだが、公正取引委員会の指摘が取引実態を改善させた好例と思われる。
- ・ 公正取引委員会の広報活動の効果により、メディアでの取扱いが着実に増えている印象を受ける。例えば、全国紙では、定期的に公正取引委員会の取組が報道されている。また、地元紙においても、情報が散見されつつある。
- ・ 公正取引委員会が実施するアンケートや実態調査、広報活動は、我々企業が法律に則し適正に業務を行うことに寄与していると思う。このようなアンケート調査などがきっかけとなり気付きとなることもあるので引き続き行ってほしい。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 近年、沖縄県全体の観光客数が伸びたのは、新規参入により航空運賃が下がった影響が大きいと考える。今後の空港滑走路の拡大、外資系LCCの参入によってさらなる競争の活発化に期待している。
- ・ 沖縄県は、観光業などを中心に経済が好調といわれているが、その利益が従業員に還元されなければ労働の意欲も沸かず、生産性も上がらない。企業側が、好景気で得た利益を会社の資産として蓄積するのではなく、従業員や下請事業者に還元するような構造にしていくことが必要である。
- ・ 暗黙的な横並び意識により、業界内で給料を上げない、正規雇用を増やさないようにしているのではないか。
- ・ 新規参入した電力会社（新電力）は、経営効率の高い地域で集中的に営業している一方、既存の電力会社は、県内全域でユニバーサルサービスを展開しており、離島への供給コストも含めた料金設定となっている。このような状況が、公正な競争状況といえるのか疑問がある。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 大手小売業者が小規模な食品メーカーに対して、売れ残った商品を返品する場合、優越的地位の濫用を行っていないか、契約や取引状況を精査する必要性

があると思う。また、大手小売業者の要望でメーカーが新商品を開発したにもかかわらず、売れないという理由で受領拒否されるということがないよう、注視していただきたい。

5 その他

- ・ 法改正があったときに勉強会を開催するなど、アピールがもっと必要ではないか。勉強会や説明会への集まりが悪いという話を聞くが、勉強会等の開催をパンフレットを配布したりホームページ等で告知するだけでなく、参加を求める相手方へ足を運び、当該勉強会の必要性の説明を直接行うとよいのではないか。
- ・ できるだけ子供のうちに、自由・公正な競争についての良識ある考え方を醸成することが重要である。このような意味において、独占禁止法教室や消費者セミナーは非常に有効な広報ツールであると感じている。